

災害時等における水質検査の相互応援に関する協定書

広島市、福山市、呉市、尾道市、三原市、府中市及び広島県（以下「協定者」という。）は、災害時等の水質検査に係る相互応援（以下「相互応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、協定者のいずれかが災害等により水質検査ができなくなった場合における水質検査の相互応援体制を確立することにより、水道水の安全確保及び給水の円滑化に資することを目的とする。

（水質検査の項目）

第2条 本協定の対象となる水質検査の項目は、原則として水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する項目とする。

（相互応援の要件）

第3条 相互応援の要件は、緊急の水質検査が必要であるにも関わらず、災害等により水質検査ができない場合とする。

（相互応援の方法）

第4条 前条の要件に該当し、応援を必要とする協定者（以下「甲」という。）は、他の協定者に対し、水質検査を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、文書をもって甲が直接水質検査の依頼を受ける協定者（以下「乙」という。）に行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって依頼することができない場合は、口頭で依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 検体の搬入は、原則として甲が行うものとする。

4 乙は、水質検査実施後、検査結果を直ちに文書をもって甲に通知するものとする。

（費用）

第5条 相互応援により発生した費用は、原則として甲が負担するものとし、詳細は別に定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から協定の締結の日の属する年度末までとする。ただし、この協定の有効期間満了の一か月前までに、協定者から何ら意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、協定者全員による協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書7通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年 2月 6日

広島市中区基町9番32号
広島市
水道事業管理者

高広 義明

福山市古野上町15番25号
福山市
上下水道事業管理者

内田 亮

呉市西中央三丁目1番5号
呉市
上下水道事業管理者

長原 寛和

尾道市長江三丁目6番52号
尾道市
尾道市長

平谷 祐宏

三原市西野五丁目14番1号
三原市
三原市長

天満 祥典

府中市府川町315番
府中市
府中市長

戸成 義則

広島市中区基町10番52号
広島県
公営企業管理者

仲田 清治